

～就職が決まらないまま卒業された方へ～

新規学校卒業者向けの職業訓練を無料で受けられます。

訓練期間：標準6ヶ月

・社会人としての心構えや、就職に必要な基礎力の養成、主要な業界・業種に係る短期間の体験などを内容とする訓練です。

※テキスト代等実費については、自己負担となります。

訓練の対象となる方

平成22年3月卒業（予定を含む）で就職未決定の学生・生徒

※ 中学校、高等学校、高等専門学校、大学（大学院、短期大学を含む。）等の学生・生徒

訓練期間中の生活費（月10万円）を支給します。

訓練・生活支援給付金の対象となる方

以下の主な要件に該当する方が対象となります。

- ① ハローワークのあっせん等を受けて、職業訓練を受講する方
- ② 世帯年収300万円以下の方
- ③ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下の方

※訓練の出席日数が8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

詳しくはハローワークにご確認ください。

新規学校卒業者向けの職業訓練を受講するための手続きについて

- ① 訓練コースの情報は、設定され次第、ハローワークの窓口や中央職業能力開発協会のホームページ（<http://www.javada.or.jp/kikin/areamap.html>）でご覧いただけます。
- ② 職業訓練を受講するためには、ハローワークにおいてキャリアコンサルティングを受けた上で、職業訓練のあっせん等を受ける必要があります。
また、訓練の受講に当たっては、一定の選考（面接・筆記問題等）が行われる場合があります。なお、就職のために訓練が必要ないとハローワークが判断した場合は、希望した職業訓練を受講できない場合があります。
- ③ 訓練・生活支援給付金の支給を受けるためには、職業訓練のあっせん等を受けたハローワークを通じて、申請書類（※）を提出することになります。
(※) 主な申請書類：本人確認書類、写真、世帯年収を確認する書類等

《お問い合わせ先》

最寄りの都道府県労働局、ハローワーク

職業訓練及び訓練・生活支援給付の概要については、中央職業能力開発協会ホームページもご覧ください。

（<http://www.javada.or.jp/kikin/support01/01.html>）